

※① ネットいじめとは

- 特定の子供の誹謗中傷を不特定多数の携帯電話等にメールで送信する。
- 掲示板・ブログ・プロフ等に特定の子供の誹謗中傷を書き込む。
- 特定の子供になりすましてネット上で活動し、その子の社会的信用を落とす行為等を行う。
- 掲示板・ブログ・プロフ等に特定の子供の個人情報を無断で掲載する。

※② 基本的対策

- 保護者や関係機関との連携・協力
  - ・ 保護者への啓発・情報提供  
(トラブル発生の認識、家庭でのルール作り、フィルタリング等の管理)
  - ・ 警察や専門機関との連携
- 考えさせる学習活動の実践
  - ・ 情報モラルの育成  
(情報の流出、有害情報、犯罪につながる可能性)

(2) 役割分担

① 校長・教頭

- 学校の方針の提示
- 「いじめを許さない」姿勢の徹底
- マニュアルの自校化
- いじめ調査等の確認、対応指示
- 教師の人権意識の高揚
- 地域や関係機関との連携と外部への説明責任
- 風通しの良い職場づくり

② 教務主任

- いじめ対策諸行事の調整  
(集団形成に関わる学校・学年行事、なかよし班活動、教育相談月間、人権週間、クラブ・委員会活動、読み語り・・・)
- 人権教育の推進 (人権教育主任と連携)
- 小中連携の推進

③ 児童指導主任

- いじめ対策全体指導
- 問題行動対策会議 (いじめ問題対策委員会) の進行
- 調査等の実施、集計と対応 (教育相談係と連携)
- 学級担任からの情報収集
- 校内研修会等の計画、実施 (教務主任と連携)
- 保護者との連携

④ 学年主任

- 学年行事等での集団づくり
- 学級経営への助言

⑤ 学級担任

- 分かる授業の展開、全ての児童が参加・活躍できる授業の工夫
- 道徳、学活の時間等の年間計画作成と指導 (道徳、特活主任と連携)
- 学習規律の定着
- 望ましい学級集団形成に向けた意図的な取組
- 日頃の人権教育、チェックと調査の実施
- 子供と触れ合う時間の増加

